「令和6年3月から適用する設計業務委託等技術者単価」 の運用に係る特例措置について

国は、労働市場の実勢価格を適切に反映するとともに、社会保険への加入徹底の観点から、必要な法定福利費相当額を反映させた、「令和6年3月から適用する設計業務委託等技術者単価」(以下「新技術者単価」という。)を決定・公表しました。

さらに、国では、令和6年3月1日以降に契約を行う設計等委託(建築設計、 土木設計、設備設計、測量、地質調査及び工事監理業務。以下同じ)のうち、「令和5年3月から適用する設計業務委託等技術者単価」(以下「旧技術者単価」という。)を用いて予定価格を積算した設計等委託について、受注者が、新技術者単価に基づく契約に変更するための協議を発注者に請求できるよう特例措置を 定めています。

これらを受け、杉並区においても新技術者単価に係る特例措置を下記のとおり定めたので、お知らせいたします。

記

1 対象

令和6年3月1日以降に契約を締結する委託のうち、旧技術者単価を適用して て予定価格を積算しているもの。

ただし、変更協議が整う前に支払い手続が済んでいる場合は対象外とする。

2 特例措置の内容

受注者は、【設計・測量・地質調査】契約条項第36条等の規定により、旧技術者単価に基づく契約を新技術者単価に基づく契約に変更するための「契約金額の変更の協議」を請求することができる。

(注)標準契約書でない場合は、【設計・測量・地質調査】契約条項第36条と 同様の条文を適用すること。

3 契約金額の変更

変更後の請負金額=P(新)×k

P (新):新技術者単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価

格

k : 当初契約の落札率

4 請求期限

本通知に基づく契約金額の変更の受注者からの協議の請求期限は、工期末が令和5年度内の設計等委託の場合は工期末の15日前(土・日曜日を除く)までとし、それ以外の設計等委託の場合は契約日から2カ月以内とする。 なお、変更の協議を請求する場合は、書面により手続きをすること。

> 【問合せ先】 総務部経理課契約係 電話 03-5307-0612